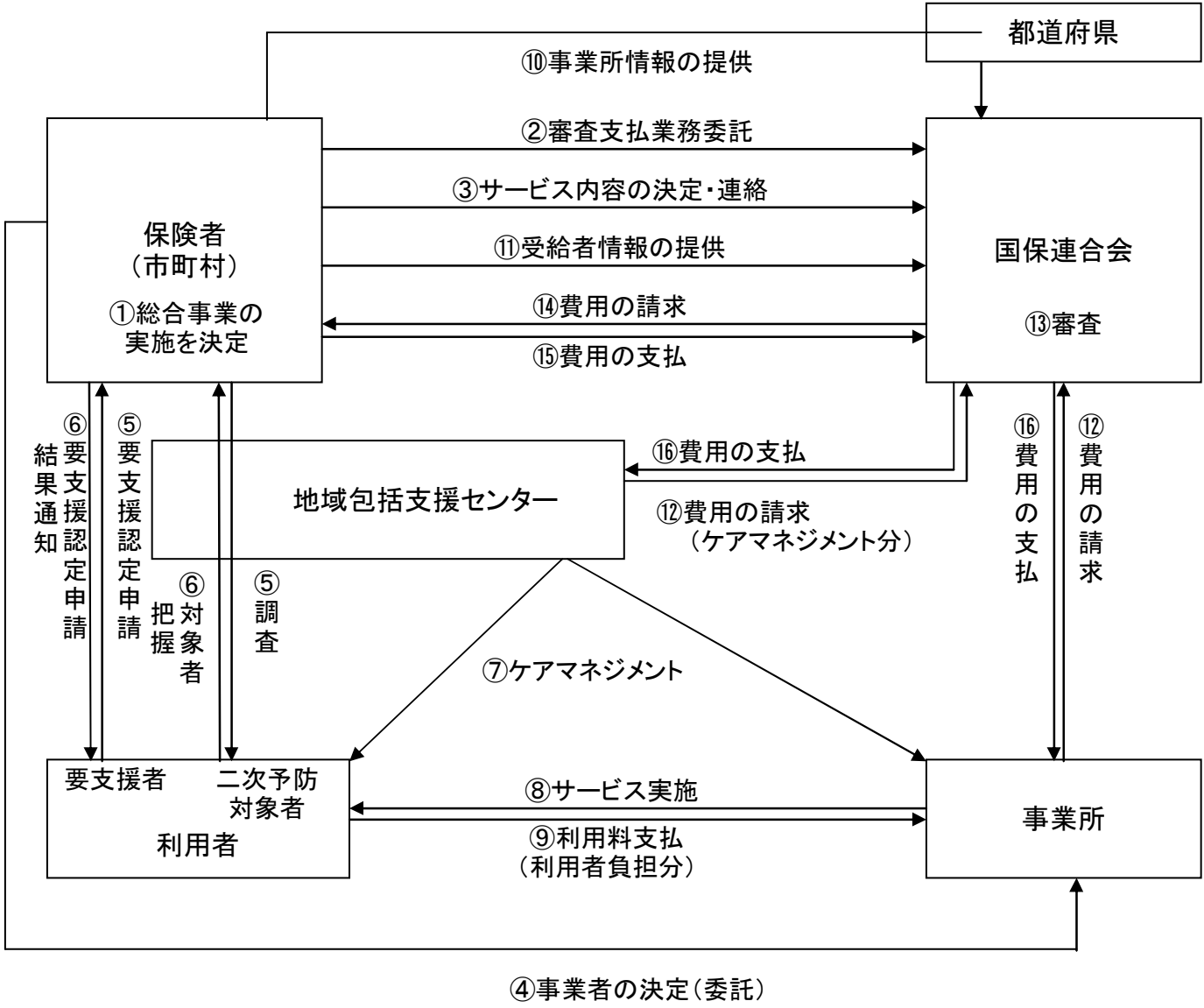


国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の 介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れについて(案)

1. 介護予防・日常生活支援総合事業について

- ・平成24年4月に、介護予防・日常生活支援総合事業が創設される。
- ・本事業を実施するかどうかは、市町村の判断による。
- ・市町村は、個々の利用者の1ヶ月の利用状況に応じて事業所に対する費用の支払いを行う場合、本事業の審査支払業務を国保連合会へ委託することができる。
- ・なお、事業所に対して、事業全体の費用を一括して支払う場合等は、国保連合会への委託はできない。(この場合、現行の地域支援事業と同様、保険者が事業所に対して直接費用を支払うこととなる。)

2. 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れ(案)



①～⑯は前頁の図に対応している。

事前準備	共通	①	総合事業の実施を決定	保険者が総合事業を実施することを決定
		②	審査支払業務委託	保険者が国保連へ事業の審査支払業務を委託(委託契約書の締結)
		③	サービス内容の決定・連絡	保険者がサービス内容、サービスコード、単位数、利用者負担を決定して、国保連へ情報送付
		④	事業者の決定(委託)	保険者が事業者を決定する(委託事業者の決定)。事業所番号を付番して事業所へ連絡する。
	要支援者	⑤	要支援認定申請	利用者は保険者へ要支援認定申請する
		⑥	要支援認定申請結果通知	保険者は申請内容を審査して、利用者へ申請結果を通知
	二次予防対象者	⑤	調査	保険者(地域包括支援センター)は、基本チェックリストにより、二次予防対象者を把握するための調査を行う
		⑥	対象者把握	保険者(地域包括支援センター)は二次予防対象者を把握
サービス提供月前月		⑦	ケアマネジメント	地域包括支援センターは、利用者・事業所と調整して、ケアマネジメントを行う。
サービス提供月		⑧	サービス実施	事業所が利用者へサービス実施
		⑨	利用料支払(利用者負担分)	利用者は事業所へ利用料を支払う(利用者負担分)
提供月翌月	サービス提供 月初	⑩	事業所情報の提供	事業所情報に異動があった場合に、保険者が事業所情報を登録し、都道府県経由で国保連へ送付
		⑪	受給者情報の提供	受給者情報に異動があった場合に、保険者が受給者情報を登録し、国保連へ送付
	10日まで	⑫	費用の請求	事業所は国保連へ請求明細書を提出して、費用を請求する
		⑫	費用の請求(ケアマネジメント分)	地域包括支援センターは国保連へ請求明細書(ケアマネジメント分)を提出する。
5	⑬	審査	国保連は請求明細書の審査を行う	
提供月翌々月	サービス提供 20日まで	⑭	費用の請求	国保連は保険者(市町村)へ費用を請求する
	25日まで	⑮	費用の支払	保険者(市町村)は国保連へ支払を行う
	月末まで	⑯	費用の支払	国保連は事業所へ費用を支払う